

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで 活力あるまちづくりの推進に関する条例の概要

1 条例の目的

特定大規模集客施設の立地の誘導と地域貢献活動の促進に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

2 条例の公布・施行日

- 公布日 平成21年 3月13日
- 施行日 平成22年 1月 1日（一部規定については平成21年4月1日施行）

3 条例の概要（構成）

条例は、主に①基本方針の策定、②特定大規模集客施設の立地誘導、③集客施設の地域貢献活動の促進、で構成されている。

4 基本方針の概要

知事は、市町村の区域を超えた広域的な見地からコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針を定める。

- 策定日 平成21年 9月16日
- 内 容 ①コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向
- ②特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項
- ③地域貢献活動の指針となるべき事項

5 特定大規模集客施設の立地誘導

立地誘導地域以外に特定大規模集客施設の新設をする者は（既存の施設が増築や用途変更により特定大規模集客施設に相当する規模以上となる場合を含む。）、あらかじめ知事に届出が必要となる。

○ 特定大規模集客施設

集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡超又は店舗面積の合計が6,000㎡超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等も一の集客施設とする）

○ 立地誘導地域

- ・都市計画法に規定する近隣商業地域及び商業地域
- ・中心市街地活性化法に規定する認定中心市街地の区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- ・市町村長の申請に基づき、特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを推進すると認められる地域として、知事が指定した地域 等

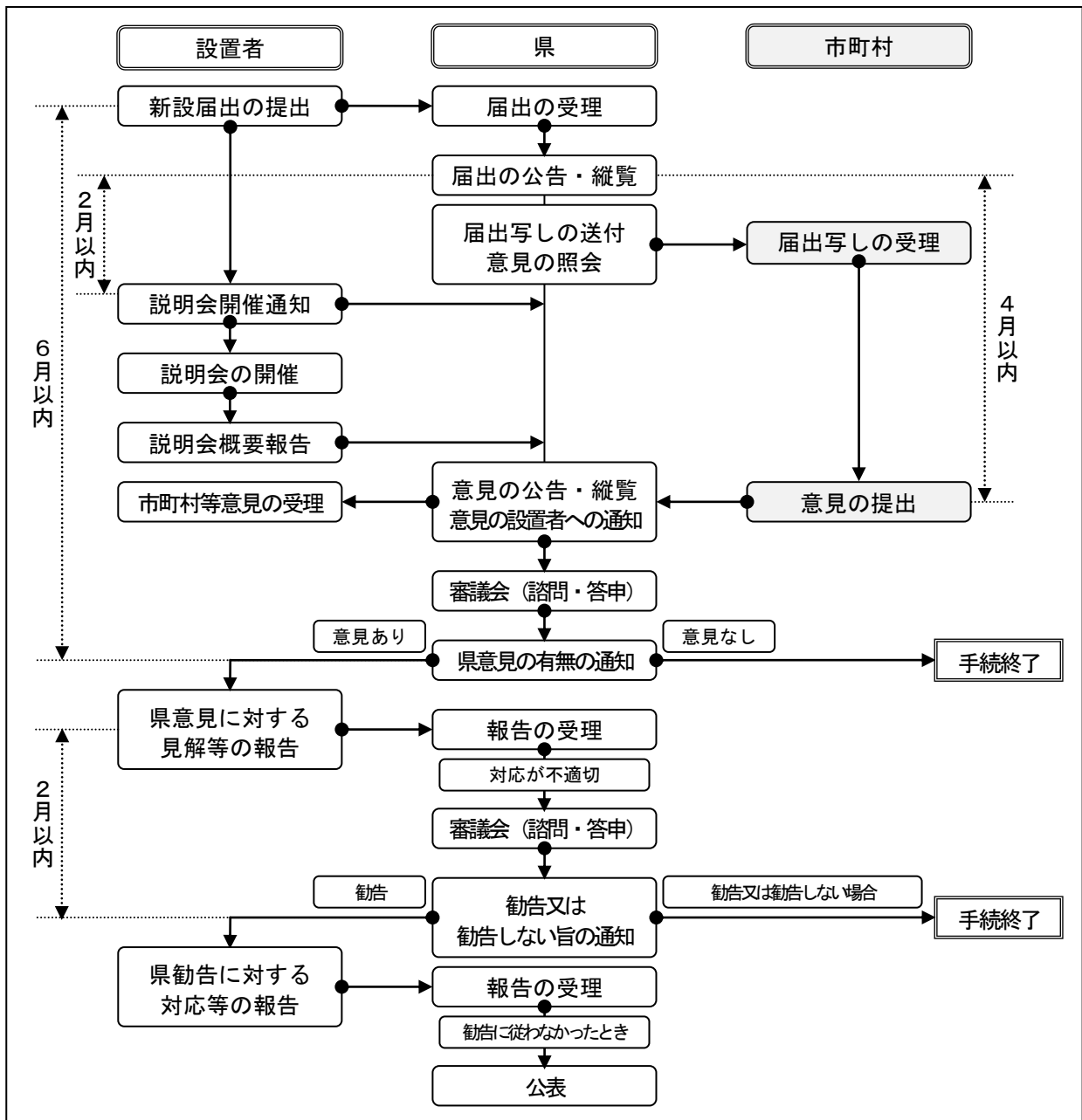
○ 知事の意見等

知事は、当該特定大規模集客施設の立地に関し、関係市町村および住民の意見等を踏まえ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、届出から6月以内に、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見の有無を判断する。

知事は、意見に対する設置者の対応が知事の意見を適正に反映していない場合等には、設置者に対し必要な措置を講ずるよう勧告し、また、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合等には、その旨を公表することができる。

- ※ 届出は、開発許可や建築確認等の手続に先立って行うよう努めなければならない。
- ※ 届出に係る手続が終了するまでは、施設の新設等に係る工事に着手してはならない。

○ 立地誘導に係る新設届出フロー



6 集客施設の地域貢献活動の促進

集客施設（既存施設を含む。）の設置者は、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。**努力規定**

特定大規模集客施設の設置者（既存施設を含む。）は、地域貢献活動計画書（3事業年度ごと）及び実施状況報告書（毎事業年度）を知事に提出しなければならない。**義務規定**
知事は、設置者から提出を受けた地域貢献活動計画書及び実施状況報告書を公表する。

○ 地域貢献活動

コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設の設置者が、当該集客施設が所在する地域で行うもの。

○ 地域貢献活動事例（※詳細については地域貢献活動ガイドラインで例示）

- ・まちづくりの取組への協力
- ・地域経済活性化の推進
- ・子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮
- ・防犯・防災への協力
- ・環境対策の推進
- ・交通対策の実施

7 条例に関する問い合わせ先

- 宮城県経済商工観光部商工経営支援課商業振興班
- 電話 022-211-2746
- F A X 022-211-2749
- E-mail syokeisisin@pref.miyagi.jp